

農家の皆さん！
自給率向上のための新しい農政に参加しましょう。

戸別所得補償モデル対策が 4月からスタートします

米の生産調整を図りながら、食料自給率の向上をめざす戸別所得補償制度の平成23年度本格実施に向け、4月から戸別所得補償モデル対策がはじまります。

22年度については、従来の助成体系を大幅に簡素化し、自給率向上につながる作物の生産拡大を促す対策（自給率向上事業）と、米に対する補てんにより水田農業の経営安定を図るための対策（米のモデル事業）がセットで行われます。

自給率向上事業

水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できるよう支援を行います。対象作物ごとに全国一律の交付単価が設定され、交付対象者に直接支払われます。

交付単価（全国一律）

作物	単価 (10aあたり)	別途経営所得安定対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米（米粉用・飼料用等）	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
県の定めた作物	10,000円	—
二毛作助成	15,000円	—

米のモデル事業

米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米の作付面積10アールあたり1万5千円を定額交付します。

また、米の価格が下落した場合には、追加の補てんを行います。

交付単価（全国一律）

定額部分 (10aあたり)	15,000円
変動部分 (10aあたり)	当年産の価格が、過去の平均よりも下落した場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

《参考》

標準的な生産に要する費用	
	標準的な販売価格（過去3年の平均）
	当年産の販売価格
	当年産の販売価格
定額部分 (1.5万円/10a)	変動部分なし

加入申し込み・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払われます。

加入の申し込みは4月から6月まで、交付金の支払いは、12月から3月になります。



詳しい制度の内容は、農林水産省ホームページをご覧ください。次のところへお問い合わせください。

【農林水産省ホームページ】

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

【お問い合わせ先】

近畿農政局滋賀農政事務所 農政推進課 ☎077(522)4273

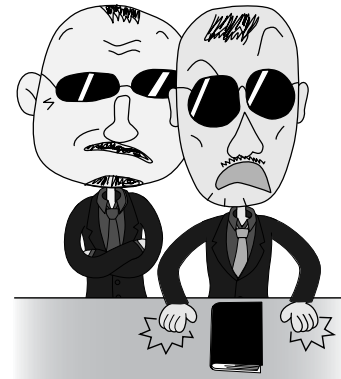
高島市役所産業循環政策部 農林水産振興課 ☎(25)8511

ご注意ください！ 「えせ同和行為」が発生しています！！

同和问题への正しい理解を

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に取り扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが「同和问题」と言われるものです。

（滋賀県えせ同和行為対策関係機関連絡会「えせ同和行為」対応の手引き参考）



「同和问题は怖い問題であり避けたい」という誤った意識につけこみ、同和问题を口実に、会社や個人に対し、高額な書籍・機関紙の購入などを強要するといった不当な行為です。「えせ同和行為」は、同和问题に対する誤った意識を植え付け、同和问题の解決を阻む大きな要因となっています。

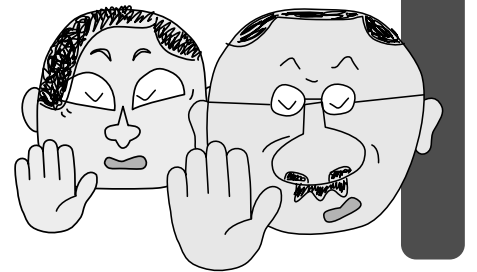
えせ同和行為とは

具体的対応の要点

- ・面談は当方の管理が及ぶ場所（例えば自社応接室等）で行いましょう。
- ・対応者は、必ず2人以上とし、幹部職員が直接対応することは差し控えましょう。
- ・面接の場合でも電話の場合でも、話の内容を録音し、または詳細に記録を取りましょう。
- ・対応は、おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に行きましょう。

（法務省ホームページ参考）

- ・不当な要求は、き然とした態度で、断固拒否しましょう。
- ・同和问题への取り組みなどを口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。
- ・窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。
- ・具体的な要求を受けたときは、法務局、警察、市役所人権施策課（☎25-85524）へ相談しましょう。



基本的な態度

「えせ同和行為」でお困りの方は ご相談ください。

〈大津地方法務局〉

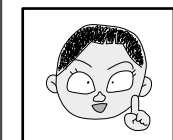
・人権擁護課
☎077(522)4673

〈滋賀県警察本部〉

・組織犯罪対策課
☎077(522)1231
・暴力追放ホットライン
☎077(527)2140



「同和関係図書を送るので見てくれ」と言われ、はっきりと断ったにもかかわらず図書が送られてきた。



同和団体を名乗る者から、電話で書籍（数万円）を購入するよう要求され困っている。



基本的な態度